

会 議 録

会議の名称	(仮称)人にやさしいまちづくり条例制定市民懇談会(第2回)
開催日時	平成15年10月27日午前10時00分から12時15分まで
開催場所	保谷庁舎4階B会議室
出席者	(委員)池田委員、粕谷委員、門委員、工藤委員、鈴木委員、西山委員、萩原委員、持地委員、本橋委員、吉田委員 (欠席:なし) (事務局)斉藤都市計画課長、舘岡都市計画係長、古厩主任、増岡主事
議 題	基本理念について等
会議資料	1 次第 2 (仮称)人にやさしいまちづくり条例検討資料 3 西東京市市民意識調査報告書等の一部抜粋 4 都内他区市の関係条例(全文) 5 東京都福祉のまちづくり条例整備基準マニュアルの一部抜粋 6 市民懇談会の今後の開催予定
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録(及びそれを要約したもの)

【第2回会議録を要約したもの】	
発言者名	発言内容
事務局	定足数に達していることの報告、配布資料の確認
座長	<p>1. 開会宣言</p> <p>2. 第1回会議録(案)の確認について 2人の委員から修正・訂正の指摘を受け、そのとおり記載することで一同了承が得られた。</p>
以下、会議録を要約したものを記載	<p>3. 「(仮称)人にやさしいまちづくり条例検討資料」の説明</p> <p>イ 資料に基づき事務局より説明がなされた。</p> <p>ロ 説明に基づき以下のような質疑応答がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民懇談会委員に市の職員がなぜ入っているのか。(事務局:「人にやさしいまちづくり」という新しいまちづくりの考え方を検討する上で、道路・交通・保健福祉に携わる者の意見が本懇談会をまとめていく上で必要と判断した。) ・ 西東京市はハードだけでなく、ソフトも重視すべき。 ・ 各部の事業を把握しておく必要があるのではないか。(事務局:現状は各課がそれぞれの責任で人にやさしいまちづくりに関する施策や事業を実施しており、それを都市計画課はすべて把握していない。ハードとソフトが連携していけるような条例の制定が望ましいと考えている。) ・ 他計画との関連や条例の意義に関して。(事務局:他の計画に対して直ちに改定させるという強制力はないが、条例の制定内容を取り込んで次回改定時に反映すること、また都市計画課を中心に条例について検討しているが最終的には市長の責務で行う。) ・ 福祉マップの作成状況について。 ・ 本懇談会のPRや話題づくりの必要性についての提言。 <p>4. 意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はりがみや捨て看板などが景観を乱している。 ・ 有刺鉄線の危険性の指摘。 ・ 店舗やガソリンスタンドなどへの備え付けスロープ設置の提言。 ・ 車道と歩道の段差及び歩道とそれに接する敷地との段差に関する指摘。 ・ 民間バスで採用しているスロープつきバスへの指摘。 ・ はなバスに関する現状・課題。 ・ 公衆トイレの設置、利用のあり方に関する提言。 ・ 学校への車いす対応トイレ設置の提言。 ・ 車いす対応トイレの便器の大きさ等に関する意見、提言。 ・ 近接する他市への働きかけの提言。 <p>5. その他</p> <p>事務局より、次回の本懇談会において視察を行いたい旨の申し出を行ったところ、各委員の了承を得て事務局で視察先を検討することとなった。日時は11月25日(火)午後1時に開催することが決定した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

発言者名	発言内容
事務局	定足数に達していることの報告及び配布資料の確認
座長	1. 開会宣言
以下、発言者名は記述せず、発言者ごとに要点を筆記する	<p>【発言の要点】</p> <p>2. 第1回会議録の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録中個人を特定できる表現があり修正が必要ということと、発言の内容が違うものがあり訂正して欲しい。 ・ 4ページ目中段部分及び5ページの2つめの・の部分について「発言者名を記載しないこととなった」とあるが、正確には「議事録には発言者名を記載し、情報公開時には発言者名を記載しないこととなった」であるので修正が必要である。 <p>発言のとおり修正及び訂正することで一同了承が得られた。</p>
A委員	
D委員	
B委員	<p>3. 「(仮称)人にやさしいまちづくり条例検討資料」の説明</p> <p>イ 資料に基づき事務局より説明がなされた。</p> <p>ロ 説明に基づき以下のような質疑応答がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 懇談会は可能な限り市民参加で行うべきところ、なぜ市の職員が入っているのか。市民の応募が少なかったからか。(それに対し、「人にやさしいまちづくり」という新しいまちづくりの考え方を検討する上で、道路・交通・保健福祉に携わる者の意見が本懇談会をまとめていく上で必要と判断したからである。また、懇談会の構成については公募前から決まっており実際12名の応募があった、との説明が事務局よりなされた。)
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例の範囲がハードかソフトかという話を前回したのは、36m道路が念頭にあったからであり、この検討をするということであれば膨大な資料と時間が必要である。しかし前回それは違うということ認識したが、なぜ基本理念の検討項目に幅員の広い道路が入っているのか。(それに対し、幅員が広い道路は36m道路そのものを指すのではなく、幅員が広い道路でも違法駐輪の問題等の課題があると考えられるから、との説明が事務局よりなされた。)
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田市は健康増進などソフトに考慮している条例である。その他の区市では条例の中にないので西東京市でもハードの整備だけでなく、ソフトも重視すべきである。
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリ教室を行っているのはこの周辺では西東京市だけであると聞いている。ハードよりもソフトがなかなか進まないのが現状であり、これを充実させるべきである。またソフトを充実させるためにも各部の事業を把握しておく必要があるのではないか。(それに対し、現状は各課がそれぞれの責任で人にやさしいまちづくりに関する施策や事業を実施しており、それを都市計画課はすべて把握していない。ハードとソフトが連携していけるような条例の制定が望ましいと考えている、との説明が事務局よりなされた。)

B 委員	<ul style="list-style-type: none"> この条例の範疇はどこまでか。例えば障害者基本計画と整合・連携とあるが、どの程度の強制力があるのか。（それに対し、他の計画に対して直ちに改定させるという強制力はないが、条例の制定内容を取り込んで次回改定時に反映させることになると考えられる、との説明が事務局よりなされた。）
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯について除外するとはどのような理由か。（それに対し、他課で現在条例化を検討しているということで、それにかかるご意見まで制限するものではない、との説明が事務局よりなされた。）
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> あるアンケート調査では項目としてあげると意見が出にくいですが、自由意見では防犯にかかる意見が多かった。実際その地域ではいくつか犯罪が発生している地域であった。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> この条例は努力規定なのか。他のセクションには力が及ばないのか。（それに対し、都市計画課を中心に条例について検討しているが最終的には市長の責務で行うのが条例であるとの説明が事務局よりなされた。）
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> この条例はどのような形で役立つのか。（それに対し、これから検討していく内容を実行していくためのものと考えている、との説明が事務局よりなされた。）
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査報告書の159ページの障害を持つ方などに負担と思われる場所で「公衆トイレ」があるが、これは使い勝手の問題なのか、数が少ないのが負担なのかが不明である。市がトイレを整備していくのは難しいと思うので、市と提携できるところを募集しステッカーを交付するなど公衆トイレを増やす努力をしていただきたい。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> 福祉マップがあるのか。あればそのデータを提出していただきたい。
F 委員	<ul style="list-style-type: none"> 福祉マップはまだない。現在地域福祉普及推進懇談会を設置し、市民参加でマップづくりの検討を行っている。人材育成、ネットワークづくりなどの施策もあわせて検討している。16年度中にマップを作成し、17年度以降に情報提供することを考えている。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 市報での本懇談会のPRや話題づくりが必要である。（それに対し、課のホームページを立ち上げる予定であり掲載していきたい、との説明が事務局よりなされた。）
G 委員	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者はホームページを見ることはまだあまり浸透していないのではないか。ホームページに掲載されていることを市の広報でPRする配慮も必要である。
<p>4. 意見聴取</p>	
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> はりがみ多くて汚い。また捨て看板も景観を乱している。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> 有刺鉄線があるところがあり、危険である。
G 委員	<ul style="list-style-type: none"> 店に段差が多い。市が助成することなどにより、備え付けのスロープを設置することができないか。現在はバリアフリー化されている大型店舗に行くしかない。地域の商店街に設置されれば地域の振興にもつながる。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> 歩道に関してひばりヶ丘駅から新座方面に向かう道路は段差がない。その違いは条例等によるものなのか。

H 委員	<ul style="list-style-type: none"> 歩道にはマウントアップ式のものとセミフラット式のものがあり、セミフラット式はバリアフリーに関して有効性が高いが、その構造上ある程度広い幅員を取る必要がある。東京都と埼玉県で条例が違うから歩道の形態が違うということではなく、幅員等その現場の状況により違いが生じている。 <p>また店の段差は、市内の雨水対策としての公共下水道が整備されていないのでいっ水対策等で設けている場合がある。道路を含む周辺状況によりケースバイケースで、今後検討すべき課題である。</p>
G 委員	<ul style="list-style-type: none"> ガソリンスタンドの出入口など段差があり、短いスロープがあれば店に入って休憩できる。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> 民間バスで採用しているスロープつきバスは15cmの段差があり、幅員も1.5m以上ある歩道でないと使えない。旧保谷市ではほとんど使えるバス停がなく、武蔵野市では全て使えるような状況であったと聞いている。リフトつきバスを採用すれば問題は解決するが、コストはスロープつきバスの10倍程度かかるといわれバス会社の経営上難しい問題である。 <p>またスロープつきバスは利用者が少ないため、実際に使用するときには運転手もたつくという問題もある。その点はなバスは大変良い。但しタイヤの本数が少ない。</p>
I 委員	<ul style="list-style-type: none"> 第1・4ルートは狭い道路事情にあわせた車両を採用している。またバスはうしろにもよこにも傾けられるニーリング式で障害者の方にも評判が良い。しかしそのためのメンテナンスにコストがかかるという課題がある。増便することも同様である。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 公衆トイレについて公共施設の休日の使用や学校施設等の利用が考えられないか。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> 学校の中に車いす用のトイレを設置して欲しい。阪神の震災のとき学校に避難したが、車いす対応のトイレがなく1週間我慢を強いられたという話を聞いたことがある。
G 委員	<ul style="list-style-type: none"> こもれびホールの車いす対応トイレは、スマートな形であるが小さくて落ちる可能性がある。幅があるものしていただきたい。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> 便器の大きさ・長さの問題の他に、便器のとなりの介護スペースや可動式のしきりの設置も望まれる。 <p>また障害児の7割は普通のクラスに通っている。肢体不自由の方はバリアフリー化により対応できるが、それ以外の方は介助が必要であり今はボランティアなどで対応している。どのようなしくみが考えられるか、本懇談会でも取り上げていきたい課題である。</p>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> 近接する他市へ働きかけを行った方が良いのではないか。 <p>5. その他</p> <p>事務局より、次回の本懇談会において視察を行いたい旨の申し出を行ったところ、各委員の了承を得て事務局で視察先を検討することとなった。日時は11月25日(火)午後1時に開催することが決定した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>